

諮問日：令和5年5月17日（令和5年度（情）諮問第7号）

答申日：令和5年10月25日（令和5年度（情）答申第22号）

件名：高松地方裁判所における判例集等に掲載される裁判に関する取扱いが記載されている文書の不開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

判例・裁判例集に掲載される裁判に関し、その選定基準（登載すべき裁判と登載すべきでない裁判の別やその判定方法や選定手続き等）など、関係する取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等のほか、その取扱いに関する事項（作業・協力等の要請・依頼、望まれる考え方姿勢等の提示・要望などを含む。）が記載されている文書（書簡、電子メール・掲示板の類、マニュアル・教材の類を含む。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、高松地方裁判所長が、別紙記載の各文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、高松地方裁判所長が令和5年2月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 下級裁判所裁判例速報以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関し、それらしき名称の文書が見当たらないことから、実質ゼロ回答である。
- 2 高松地方裁判所が掲載の主体ではなく、あるいは最終選定事務を行っていない他庁の判例集等に関するものは、すべて開示対象から外されていることが窺われるので、これに関する文書の探索が不十分である。

- 3 裁判所ウェブサイトにおいて「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」の区分についても高松地方裁判所における裁判例が掲載され得る区分であるから、組織として何の目安も存在しないのは不自然であり実務上もあり得ない。
- 4 別件司法行政文書開示手続の理由説明書において明かされた、裁判所組織内で稼働しているとされる「判例等登録システム」への登録業務に関する文書など、探索が不十分である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 高松地方裁判所は、本件開示申出の内容について、「高松地方裁判所で刊行している裁判所判例集等への裁判例の掲載及びウェブサイトの裁判例情報に掲載している裁判例に関し、広く裁判例に関係する取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等及びその取扱いに関する事項が記載されている文書（書簡、電子メール・掲示板の類、マニュアル・教材の類を含む。）」と整理し、探索を行ったところ、原判断で開示済みの文書を除いて本件開示申出に係る文書は存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、まず、下級裁判所裁判例速報以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関し、それらしき名称の文書が見当たらないことから、実質ゼロ回答であるなどと主張する。この点、高松地方裁判所が独自に刊行物として刊行している判例・裁判例集はなく、ウェブサイトに掲載する裁判例の選別基準についての高松地方裁判所における探索結果は、1のとおりである。
- 3 次に、苦情申出人は、高松地方裁判所が掲載の主体ではなく、あるいは最終選定事務を行っていない他庁の判例集等に関するものは、すべて開示対象から外されていることが窺われるので、これに関する文書の探索が不十分である旨主張する。

しかし、高松地方裁判所に対してされた開示申出については、通常高松地方

裁判所が行う事務に関する文書の開示を求めるものと解することが相当であり、本件開示申出について上記1のとおり整理したことに不合理な点はない。

- 4 また、苦情申出人は、裁判所ウェブサイトにおいて「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」の区分についても高松地方裁判所における裁判例が掲載され得る区分であるから、組織として何の目安も存在しないのは不自然であり実務上もあり得ないと主張する。

この点、高松地方裁判所は、開示申出日時点において、「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」に関する事務に関与しておらず、実際にこれらの事務に関する文書は高松地方裁判所には存在しなかった。

- 5 さらに、苦情申出人は、原判断が不当であることを縷々主張するが、原判断が相当であることは上記1から4までで述べたとおりであり、それらの主張はいずれも高松地方裁判所の判断を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年5月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月2日 苦情申出人から意見書（同年5月30日付け）を
收受
- ④ 同年9月22日 審議
- ⑤ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 高松地方裁判所は、本件開示申出について、第4の1に記載のとおり整理したとのことであるが、本件開示申出の趣旨等に照らせば、高松地方裁判所が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的であり、この整理を前提に特定された本件対象文書が本件開示申出文書に該当することについては、

これを不合理とする理由もない。

- 2 苦情申出人は、下級裁判所裁判例速報以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関して目安が存在しないのは不自然であり、文書の探索が不十分であったなどと主張する。しかし、委員会庶務を通じて確認した結果によれば、高松地方裁判所が独自に刊行物として刊行している判例・裁判例集はないことが認められるから、本件対象文書以外に掲載裁判の選別に関する文書が存在しないとしても不合理とは言えない。

また、苦情申出人は、高松地方裁判所が掲載の主体ではなく、あるいは最終選定事務を行っていない他庁の判例集等に関するものに関する文書の探索が不十分であるとも主張するが、高松地方裁判所に対してされた開示申出については、特別の事情のない限り、高松地方裁判所が行う事務に関する文書の開示を求めるものと解することが相当であり、本件開示申出について、特別の事情もうかがえないから、高松地方裁判所のした整理が合理的であることは前記のとおりである。

さらに、苦情申出人は、裁判所ウェブサイトにおいて「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」の区分についても高松地方裁判所における裁判例も掲載され得る区分であり、これに関する文書が開示されていないなどとも主張するが、最高裁判所事務総長の説明によれば、高松地方裁判所は、開示申出日時点において、上記各裁判例集に関する事務に関与することなく、実際にこれらの事務に関する文書は高松地方裁判所には存在しなかったということであり、これを不合理とする根拠はない。

その他、苦情申出人は、別件司法行政文書開示手続の理由説明書において明かされた、裁判所組織内で稼働しているとされる「判例等登録システム」への登録業務に関する文書など、探索が不十分であるなどと主張して、開示された文書以外の文書の探索が不十分であると述べるが、高松地方裁判所において、本件対象文書のほかに、本件開示申出文書に該当する文書を保有していること

をうかがわせる事情は認められず、上記主張はかかる結論を左右しない。したがって、高松地方裁判所においては、本件対象文書のほか、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、高松地方裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 平成30年4月20日付け高松地方裁判所「下級裁判所裁判例速報への裁判例の掲載要領」
- 2 平成31年2月27日付け最高裁判所広報課長事務連絡「下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等の基準について」
- 3 令和元年6月13日付け高松地方裁判所「下級裁判所裁判例速報への裁判例の掲載要領」
- 4 令和元年11月20日付け最高裁判所広報課長事務連絡「下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等について」
- 5 令和2年2月25日付け最高裁判所広報課「裁判所ウェブサイト判例等登録アプリケーション操作マニュアル第1版」